

平成19年度鉱山保安監督指導実施要領

中国四国産業保安監督部四国支部

1. 基本方針

鉱山・製錬場の保安監督指導に当たっては、人命の尊重、国民の健康の保護及び生活環境の保全を基本理念として、鉱山保安法規に基づいて災害及び鉱害の防止に万全を期しているところである。

鉱山保安法は、平成16年6月大幅な改正が行われ、鉱山の現況を最も熟知している鉱業権者に対し、自らが保安上の危険を把握し、必要な対策の実施と見直しを義務付けるとともに、鉱山労働者の保安活動への参画を積極的に促す制度が導入された。鉱山における災害及び鉱害の防止の確保は、自主保安が原則であることが明確にされたものであり、平成17年4月1日に施行された。

平成19年度は、第10次鉱業労働災害防止計画の最終目標年度である5年目に当たり、同計画に定められた災害防止対策が的確に実施され、同計画の目標である「鉱山災害の撲滅」が達成されるために、関係者の一層の努力が必要である。

以上のことを踏まえ、平成19年度も鉱業権者に対し自主保安制度の円滑な定着を引き続き指導するとともに、従来から重要としてきた危害、鉱害防止事項についても積極的に監督指導を行うものとする。

2. 監督指導の重点事項

平成19年度は、昨年度に引き続き、特に以下の事項に重点をおいた監督指導を実施することとする。

(1) 鉱山の現況調査を反映した保安規程の変更、周知

鉱山の作業環境の変化に対し、鉱山労働者自らの視点で現況調査を実施し、必要に応じて鉱業権者は、すみやかに保安規程の変更を行い、鉱山労働者に周知する体制を充実させる。

(2) 保安技術研修および保安指導等

鉱山における保安技術の向上、保安教育の推進、リスクマネジメントの定着を支援するため、引き続き保安技術研修及び保安指導を実施する。

(3) 残壁対策

管内には、高残壁を有する鉱山が多数存在している。人的被害はないものの、残壁岩盤の崩落や亀裂発生事例が頻発している。施業案の残壁規格の遵守、残壁面付近の採掘方法の改善、残壁の安定化のための採掘跡の埋め戻し、岩盤の変化・異常の早期発見のため点検の実施等を推進する。

(4) 廃水等対策の強化

汚染廃水、漏油、漏酸、製品等の流出防止及び廃水処理の強化等により環境負荷を低減させるために、施設等の整備及び工程管理等が十分に行えるような体制等の整備を促進させる。

(5) 採掘跡地埋戻し材の受入管理

管内鉱山では、建設廃材を扱うリサイクル業を兼業するケースが増えており、また、採掘跡地対策等として鉱山外から建設残土を受け入れるケースや砕石販売と引き替えに建設廃材の受け入れを求められるケース等もあることから、採掘跡等埋め戻し箇所汚染土壌や産業廃棄物が混入しないように十分な受入管理体制を確立させる。

(6) 作業環境粉じん対策

粉じん障害を防止するとともに、良好な職場環境をつくるため、適正な粉じん濃度の測定方法を実施させると共に、粉じん飛散防止対策の徹底を図らせる。

(7) 情報の提供

鉱業権者が、現況調査及び保安規程の見直し作業を行うに際して、有用な災害・事故情報およびリスク低減対策等の情報の提供に努める。

情報の提供は、原子力安全・保安院及び中国四国産業保安監督部四国支部のホームページ及び四国産業保安情報誌並びに保安検査等により実施する。